

令和8年第2回

印西市教育委員会定例会会議録

令和8年2月27日（金）

令和8年第2回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和8年2月27日(金)午後2時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 議案第1号

印西市教育委員会職員服務規程の制定について

日程第 5 議案第2号

印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 6 議案第3号

印西市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 7 議案第4号

印西市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 8 議案第5号

印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第 9 議案第6号

印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第10 議案第7号

印西市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第11 その他

4. 閉 議

5. 閉 会

教育長及び出席委員(4名)

	教 育 長	渡 邊 義 規
1 番	教育長職務代理者	豊 田 光 弘
3 番	委 員	屋 敷 毅
4 番	委 員	増 田 洋 子

欠席委員(1名)

2 番	委 員	長 尾 香 奈
-----	-----	---------

説明のため出席した職員(7名)

教 育 部 長	伊 藤 章
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	鈴 木 圭 一
学 務 課 長	加 藤 知 巳
指 導 課 長	岡 田 光 靖
学 校 給 食 課 長	出 山 健 生
生 涯 学 習 課 長	中 嶋 広
文 化 振 興 課 長	飯 島 正 義

職務のため出席した職員(4名)

教 育 総 務 課 長 補 佐	木 崎 和 博
教 育 総 務 課 長 係 長	中 野 竜 一
教 育 総 務 課 長 係 主 査	佐 々 木 洋 子
教 育 総 務 課 長 係 主 査	川 村 健 一

(14時00分)

(開会の宣告)

教 育 長

ただいまより、令和8年第2回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の定例会開催に当たり、長尾委員より欠席の届出がございましたので、ご報告いたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものといたします。

(出席者の報告)

教 育 長

出席職員について報告をいたします。

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、文化振興課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

では、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。

ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、
4番、増田委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。
本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。
まず、経過報告でございます。
1月29日木曜日、社会を明るくする運動作文コンテスト表彰式が文化ホールであり、出席いたしました。
30日金曜日、令和7年度印西市教育委員会児童・生徒表彰式が文化ホールであり、教育委員の皆様と共に表彰式を執り行いました。
2月3日火曜日、令和7年度印教連教育功労者表彰式が成田市であり、出席いたしました。
同日、第4回印教連定例常任委員会が成田市であり、出席いたしました。
6日金曜日、第1回教育委員会臨時会が市役所であり、委員の皆さんにもご出席いただきました。
同日、ケーブルネット296放送番組審議会が酒々井町であり、参加いたしました。
12日木曜日、政策調整会議が市役所であり、出席いたしました。
同日、印西市地域福祉計画本部会議が市役所であり、出席いたしました。
同じく同日、第7回市校長会議が小林中学校であり、出席いたしました。
13日金曜日、新型インフルエンザ等対策本部会議が市役所であり、出席いたしました。
同日、令和7年度第2回家庭教育学級主事会議が教育センターであり、出席いたしました。
同日、第10回市教頭会議が教育センターであり、出席いたしました。
15日日曜日、任期付職員の採用面接が市役所であり、参加いたしました。
16日月曜日、令和8年第1回市議会定例会が、3月17日までの日程で、市役所で開会されました。
19日木曜日、第2回教育委員会臨時会が市役所であり、教育委員の皆さんにも参加いただきました。
25日水曜日、令和7年度第2回家庭教育学級運営委員研修会が市役所であり、出席いたしました。
26日木曜日、令和7年度第10回市総合教育会議が市役所であり、こち

らも委員の皆様にも参加いただきました。

27日金曜日、本日、第2回教育委員会定例会を開催しているところでございます。

続きまして、行事予定です。

3月7日土曜日、印西市民アカデミー第26期生卒論発表会が文化ホールであり、出席する予定です。

8日日曜日、国際女性デーのイベントがイオンモール千葉ニュータウンで開催され、出席する予定です。

同日、平和講演会がそうふけ公民館であり、出席する予定です。

9日月曜日、印旛・柏文化財センター理事会が佐倉市であり、出席予定です。

10日火曜日、中学校卒業式が市内9校であり、委員の皆様にも出席していただく予定でございます。

11日水曜日、政策調整会議が市役所であり、出席予定です。

14日土曜日、印西市民アカデミー第26期生卒業式が文化ホールであり、出席予定です。

16日月曜日、いじめ防止対策委員会会議が教育センターであり、出席する予定です。

18日水曜日、小学校卒業式が市内全18校の小学校であり、こちらも教育委員の皆様にもご出席いただく予定でございます。

19日木曜日、第3回教育委員会定例会が市役所で開催される予定でございます。

以上でございます。

何かご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

なし

それでは、これより議事に入ります。

各 委 員
教 育 長
(議案第1号)
教 育 長

日程第4 議案第1号 印西市教育委員会職員服務規程の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第1号 印西市教育委員会職員服務規程の制定について。

印西市教育委員会職員服務規程を次のように定める。

令和8年2月27日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、審議資料に基づいてご説明いたします。

1、改正の要旨ですが、印西市教育委員会職員服務規程を制定するものです。

2の改正の理由ですが、印西市教育委員会職員服務規程は、印西市職

員服務規程に準じていることから、第2条において「印西市職員服務規程の例による。」と規定し、全部改正により運用を図っていくものでございます。

3、条文の内容でございます。第1条では、印西市教育委員会職員の服務について必要な事項を規定するもの、第2条では、職員の服務について規定するもの、第3条では、委任について規定するものです。

補足いたしますと、現行の服務規程では、市長部局に準じ、第1条から第26条にわたって条項を定めております。

内容については、市長部局の市職員服務規程とほぼ同じでありまして、内容に改正がある場合は、その都度市長部局から内容の変更について情報を得て改正しておりました。しかしながら、改正内容の情報や改正時期に相違が生じる場合があり、また、改正漏れの可能性も考えられますので、それらの状況を是正するため、今回全部改正を行い、運用を図っていくものでございます。

最後に、施行期日ですが、令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

では、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

豊田教育長職務代理者。

職 務 代 理 者

1点、伺います。

この服務規程ですけれども、今回、全部改正ということで、以前の教育委員会職員服務規程の見直しを図るということでございますが、これはもともと印西市の職員の服務規程を準じて運用されていたということでございますね。

そうしますと、施行時点で、結局は、既に申請等が行われたものについては、そのまま効力は発生すると思うんですけれども、この今回の改正規定の中に、要は経過措置ですか、そういったものを定めるべきではないかと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

教 育 長

教育総務課長。

教育総務課長

お答えします。

総務課のほうにも確認いたしまして、今回そういう経過措置をするようなものはないということなので、そういった経過措置も条項は盛りないということになっております。

職 務 代 理 者

実はこれ服務規程なので、例えば休暇の申請ですとか療養休暇ですとか育児休業ですとか、もろもろのそういった申請がなされているケースがあると思うんですが、それに対して、申請がないというのもちよっとおかしいような気がするんですけれども、いかがですか。

教 育 長

教育総務課長。

教育総務課長

そういうことも含めて、今、豊田委員がおっしゃった、年度内にそういうことがあるという話も含めて、総務のほうに確認したんですが、特

職務代理者

に経過措置は取らなくていいという話ということなんですが。

そうですか。

過去の規程で許可したものについて、規程が変わって、そのままその効力を生かすということだと、経過措置を盛っていないといけないような気もするんですが、専門の総務の方がそれでいいということであれば、私も結構なんですけれども、それは間違いはないということだと思いますね。

教育総務課長

もう一度、総務のほうに確認いたします。

教育長

では、ほかに質疑はありませんか。

各委員

なし

教育長

よろしいですか。

では、これで質疑を終わります。

議案第1号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

教育長

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

(議案第2号)

教育長

日程第5 議案第2号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第2号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年2月27日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、審議資料に基づいてご説明させていただきます。

1、改正の要旨ですが、行政組織の改編に伴い、規則中の課、室及び係並びに分掌事務の見直しと、字句の整理を行うものとともに、関連するアからウまでの3つの規則について、所要の改正を行うものです。

2、改正の理由ですが、行政組織の改編に伴い、関係規則を改めるものです。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、審議資料の2の1ページの目次中の第25条を第26条に、26条を27条に改めるものです。

続きまして、審議資料の2の1ページから2の2ページにかけて、第7条

から第11条では、部及び課等に関わる変更、11条の2では、教育機関の所属の変更でございます。

続きまして、審議資料の2の3ページの第12条では、各課の分掌事務を条文形式で定めておりましたが、今回の改正では、これを審議資料の2の10ページの別表にまとめて指定している形式に変更いたします。

続きまして、2の8ページをご覧ください。

第13条以降は、条番号を整理及び部及び課等の変更に伴う必要の改正を行うものです。

次に、審議資料の2の18ページをご覧ください。

附則第2項、印西市教育委員会教育長職務代理者の一部の事務を委任する規則の一部改正の制定については、第2条、教育長職務代理者が事務を委任する順序に、第1号教育長の次に第2号生涯学習部長を加えて、第3号の課を「課等」と変更するものです。

同じ2の18ページの附則第3号の印西市教育委員会公印規則の一部改正については、4条、6条、7条、第9条第2項並びに第10条の第2項及び第3項において、教育総務課長を教育政策課長に改めるものです。

続きまして、審議資料の2の20ページの別表において、保管者及び様式を教育総務課長から教育政策課長へ改正するものです。

次に、2の23ページの附則第4項、印西市社会教育委員会議運営規則の一部改正については、第7条中において、教育部を生涯学習部に改めるものでございます。

施行期日ですが、令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各 委 員 員 なし

教 育 長 よろしいですか。

では、質疑なしと認めます。

議案第2号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 員 異議なし

教 育 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

(議案第3号)

教 育 長 日程第6 議案第3号 印西市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学 務 課 長 議案第3号 印西市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規

則の制定について。

印西市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年2月27日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、説明いたします。

審議資料3の1ページをご覧ください。

まず、改正の要旨につきましては、1、子育て部分休暇、女性職員の出産による特別休暇、業務量の適切な管理を加えることとし、2としまして、表簿の保存期間を改めることとしております。3、字句の整理を行うためとなっています。

続きまして、改正の理由につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等に関する法律等の一部改正により、千葉県の市町村立小学校及び中学校管理規則(モデル規則)が一部改正されたことから、印西市立小学校及び中学校管理規則を改正する必要性が生じたためによるものであります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。簡単にご説明いたします。

第12条第2項から第39条第2項までは、モデル規則の一部改正に伴う字句の整理となっています。

第40条の2と第41条第3項につきましては、削除するものであります。

第41条の2のただし書の中の「教育長」を「教育委員会」に改めるものであります。

第42条の第4項中の休暇の次に、「及び子育て部分休暇」を加え、同条の5項として、「女性職員の出産による特別休暇は、校長が与える」ということを加えるものでございます。

続きまして、第43条第10項中は、同様に字句の整理でございます。と同時に、第43条の2に、業務量の適切な管理を加えるものでございます。

第43条の表簿、学校沿革誌の項の保存期間の欄及び同じ表中の卒業証書授与台帳の項にある保存期間の欄中の「永久」を「30年」に改め、同じ表中の第4条を第2条に、「児童又は生徒」を「児童生徒」に、第30条を第29条に改めるものでございます。

最後、第52条第1号と第53号は字句の整理でございます。

なお、施行期日につきましては、令和8年4月1日です。

説明は以上でございます。

教 育 長

では、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

豊田教育長職務代理者、お願いします。

職 務 代 理 者

資料の3の3ページなんですけど、42条関係ですが、職務専念義務の免除の部分ですが、行政職員の出産による特別休暇は、校長先生の権限で許

<p>教 育 長 学 務 課 長</p>	<p>可とか与えるというようなことなんですが、これは県のモデル規則の取扱いなんですか。</p> <p>学務課長。</p> <p>モデル規則にもこれは記述されていることではあります。それが改定の前に当然通知が県から発出されているというふうには確認をしています。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>職 務 代 理 者</p>	<p>ついでにもう1点、よろしいですか。</p> <p>41条の2の関係でございますけれども、3、やはりこの職務免除の関係で、校長の、要は長期の職務免除に関してですね、3日、あと職員については8日について、当初は教育長の承認を得るというような書きっぷりとか、書かれ方が、承認するというような書かれ方がされているんですが、今回は教育委員会にこれは変更されているというのも、これもやはり県のモデルの規則の関係でよろしいんでしょうか。</p>
<p>教 育 長 学 務 課 長 職 務 代 理 者 教 育 長</p>	<p>学務課長。</p> <p>おっしゃるとおりでございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>県の改正に合わせたということですね。</p> <p>ほかに質疑はありませんか。</p>
<p>各 委 員 教 育 長</p>	<p>なし</p> <p>では、これで質疑を終わります。</p> <p>議案第3号について、採決をします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>各 委 員 教 育 長</p>	<p>異議なし</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。</p>
<p>(議案第4号) 教 育 長</p>	<p>日程第7 議案第4号 印西市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>生涯学習課長。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>議案第4号 印西市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。</p> <p>印西市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。</p> <p>令和8年2月27日提出。</p> <p>印西市教育委員会教育長、渡邊義規。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>審議資料の4の1ページをご覧ください。</p>

改正の要旨でございますが、組織の改編に伴い規則中の事務分掌について改めるとともに、字句の整理を行うものでございます。

改正の理由でございますが、組織の改編に伴い所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和8年4月1日でございます。

続きまして、新旧対照表をご覧ください。

第6条の事務分掌でございますが、図書館課の新設に伴い、課内に管理係が設置されるため、現在の図書館の庶務班を廃止するため、庶務班に係る部分を削除するものでございます。あわせて、奉仕班の名称をサービス班に改めるものでございます。

第19条の事業計画及び事業報告でございますが、第6条の改正に伴う字句の整理を行うものでございます。

4の2ページをご覧ください。

第22条の協議会の庶務でございますが、図書館課において実施するため、図書館を生涯学習部図書館課に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 では、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

いかがでしょうか。

各 委 員 なし

教 育 長 では、質疑なしと認めます。

議案第4号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 異議なし

教 育 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

(議案第5号)

教 育 長 日程第8 議案第5号 印西市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する訓令の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長 議案第5号 印西市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する訓令の制定について。

印西市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和8年2月27日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、審議資料に基づいてご説明させていただきます。

1、改正の要旨ですが、行政組織の改編に伴い、規定中の課、室及び

係並びに分掌事務について改めるとともに、字句の整理を行い、併せて専決事項についても所要の改正をするものです。

2、改正の理由ですが、要旨と同じく、行政組織の改編等に伴い、関係規則を改めるものです。

新旧対照表をご覧ください。

条文の改正ですが、第2条における用語の定義について、室長の規定を新たに追加するものです。

第4条及び第5条については、室長を専決者の対象に加えるなど、組織改編に併せた見直しを行うものです。

審議資料の5の2ページをご覧ください。

第8条及び第9条については、教育長が不在の場合の代決規定について、教育部長による代決から所管部長による代決に改めるものです。

同じく5の2ページの別表につきましては、専決事項の内容を課、室の追加や名称変更に伴い見直し、新たな組織に対応したものでございます。

さらに、施行期日ですが、令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

では、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

いかがでしょうか。

豊田教育長職務代理者。

職 務 代 理 者

単純なことをお聞きしますけれども、代決と専決の違いについて教えてもらえれば。

教 育 長

暫時休憩します。

(14時36分)

教 育 長

再開します。

(14時39分)

教 育 長

教育総務課長。

教育総務課長

すみません。お待たせしました。

代決、専決という違いということなんですが、代決については、決済権者が不在のときに、認められた範囲内で1次代理権利者に代わって決裁するということですので、もともと審議資料にあったところの……。

職 務 代 理 者

丸のしるしは専決。

教育総務課長

ではなくて、教育長までの決済に代わって決裁できるというところで、認められるときにできる場合で、専決については、ここに今示した丸の部分について、教育長に代わって決裁ができるというところの違いです。権利的には一番上には決裁というものがくるんですけども、そういった違いなんです。よろしいでしょうか。

職 務 代 理 者

分かりました。

教 育 長

では、ほかに質疑はありませんか。

各 委 員
教 育 長

よろしいでしょうか。

なし

では、これで質疑を終わります。

議案第5号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
教 育 長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

(議案第6号)

日程第9 議案第6号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第6号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について。

印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和8年2月27日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、審議資料に基づいて説明いたします。

1、改正の要旨ですが、行政組織の改編に伴い、規定中の課、室及び係並びに分掌事務について改めるとともに、字句の整理を行うものです。また、別表第1に図書館課を加えるなど、文書記号体系の明確化を図ります。

2の改正の理由ですが、要旨と同じく、行政組織の改編に伴い、行政文書の適正管理を確保するため関係規則を改めるものです。

新旧対照表をご覧ください。

条文の改正ですが、行政組織の改編に伴い、6の2ページの第4条、第6条、6の4ページの第11条、6の5ページの第14条、6の6ページの第16条から18条、第22条、第27条、6の7ページの第32条、第33条は、教育総務課から教育政策課へ課名を変更するものです。また、関連条項中に室名を加えるものです。

6の7ページをご覧ください。

別表第1につきましては、新たに図書館課を追加いたします。

施行期日は令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

では、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各 委 員
教 育 長

なし

では、質疑なしと認めます。

議案第6号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
教 育 長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

(議案第7号)
教 育 長

続きまして、日程第10 議案第7号 印西市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学 務 課 長

議案第7号 印西市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について。

印西市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和8年2月27日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明いたします。

審議資料の7の1ページをご覧ください。

まず、改正の要旨につきましては、1、子育て部分休暇を加え、育児休業等及び療養休暇等の規定を改めること。2、子育て部分休暇等の様式を加え、育児休業等の様式を改める。3、字句の整理でございます。

続きまして、改正の理由につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等に関する法律等の一部改正により、千葉県の市町村立学校職員服務規程（モデル規則）が一部改正されたことから、印西市立学校職員服務規程を改正する必要性が生じたためのものであります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。簡単にご説明いたします。

第3条第3項から第10条第1項までは、モデル規則の一部改正に伴う字句の整理でございます。

また、同条7項の次に、8、9、10項として子育て部分休暇に関わる内容を加えるものでございます。なお、関係する様式を加えております。

続きまして、第10条第8項及び第10条の3までは字句の整理で、第4項を同条第6項に、第5条を同条第7項とし、同条項第3項の次に4、同5項として、育児休業に関する内容を加えるものでございます。なお、関係する様式を改めてございます。

続きまして、第10条の4、第2項から第12条第1項までは、単純に字句の整理でございます。

第13条第2項を同条3項とし、同条第1項の次に2項として記載してある内容を加えてあるものでございます。

最後、第15条、第22条までは字句の整理でございます。

なお、施行期日につきましては、令和8年4月1日としております。
 説明は以上でございます。

教 育 長 では、これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 よろしいですか。
 豊田教育長職務代理者。

職 務 代 理 者 育児、例えば短時間ですとか、そういった申請をして、それが認めら
 れて、短時間休暇を取られるような場合というのは、基本的に給料のほ
 うは、やはりその分は減額されるというふうになるのでしょうか。
 この改正では特に、直接関係がないとは思うので、参考までに。

教 育 長 学務課長。
 学 務 課 長 豊田委員がおっしゃっているのは、例えば朝1時間遅れて出勤してく
 るというふうな育児短時間。

職 務 代 理 者 短時間勤務。
 学 務 課 長 給料ですよ。

職 務 代 理 者 後で教えていただいても。
 学 務 課 長 分かりました。申し訳ありません。ちょっと確認いたします。
 教 育 長 では、後ほど確認しお伝えします。
 職 務 代 理 者 あわせてですね、今、男性の育児休業等、一般の会社ですとか、地方
 公務員、公務員の方がですね、かなり取られている方もいらっしゃる
 とお聞きしているんですけども、先生方というのは、現状としていかが
 なんでしょうか。

教 育 長 学務課長。
 学 務 課 長 豊田委員がご指摘いただいた男性の育児休業ですね、年々取得者は増
 えてございます。数が結構増えているものですから実際には大変な部分
 も学校の中では、生じているのも事実でございます。
 以上でございます。

教 育 長 どうぞ。
 職 務 代 理 者 結局、休暇を取られるということで、またその休んだ間の仕事がまた
 後に積み増しされているとか、そういったことってというのは、恐らくな
 いとは思いますが、先生方、昨日の教育会議の中で話しもあり
 ましたが、大変多忙だということで、なかなか休暇を取得するのも難し
 いとは思いますが、そういったものも対応する、どんどん取っ
 ていただくような方法を取っていただいて。
 それと、またちょっとあれなんですけど、この規定の中で、教育委員会
 だとか、協議会の中で、許認可っていうんじゃないですか、承認の関係
 で、教育委員会だとか、校長先生だとかいろいろいると思うんですけれ
 ども、例えば資料の7の6の中に、産後の関係でですね、校長を経由して
 任命権者に提出しなければならないというような表現があるんですが、
 これは特に変わった点ではないんですけれども、学校の先生の任命権者

教 育 長 というのは、これは教育長というようなことになるのでしょうか。
 学 務 課 長 学務課長。
 職 務 代 理 者 今、豊田委員がご指摘いただいたのは、7の6ページのところ。
 学 務 課 長 10条の3の第3項とか第5項に。
 校長を経由して任命権者に提出しなければならない。任命権者という
 職 務 代 理 者 のは誰かということ。
 教 育 長 任命権者というのは誰のことですか。
 学 務 課 長 学務課長。
 任命権者は県教育委員会ですので、我々が県の教育委員会のほうに提
 職 務 代 理 者 出していくと。細かい流れはそういうふうになっています。
 ということは、校長先生を経由して、教育委員会に上げられるわけで
 学 務 課 長 すか。
 職 務 代 理 者 市の教育委員会のほうに。
 学 務 課 長 それから、教育委員会のほうから県の任命権者に申請がいくと。
 職 務 代 理 者 そのとおりです。
 そういう流れ。すみません、もっと下準備でよく勉強してくればいい
 職 務 代 理 者 ことなんですけれども、ちょっとだけ聞いてしまいました。すみません
 でした。
 教 育 長 ほかにいかがでしょうか。
 よろしいですか。
 各 委 員 なし
 教 育 長 では、これで質疑を終わります。
 議案第7号について採決をします。
 お諮りいたします。
 議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 各 委 員 異議なし
 教 育 長 異議なしと認めます。
 したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
 (その他)
 教 育 長 日程第11 その他について何かありますか。
 学務課長。
 学 務 課 長 学務課からです。
 お手元の資料の令和7年度卒業式の日程、出席予定者一覧の資料をご
 覧ください。
 令和7年度におきましては、小学校が3月18日水曜日、中学校は3月10
 日火曜日となっています。委員の皆様におかれましても、小学校と中学
 校に出席をいただくようになっておりますので、ご確認のほう、よろし
 くお願いいたします。
 以上でございます。
 教 育 長 質疑になる前に、ちょっと確認ですが。木刈中学校の受付開始時間は

学務課長
教育長
分りましたら。
何時でもいいです。決まっていないうことです。
分りました。
では、卒業式の日程、出席予定者等についてですが、何かございますか。

屋敷委員
教育長
後で相談をして。
分りました。
よろしいでしょうか。
では、この件については以上といたします。
ほかにその他、何かありますか。

各委員
教育長
なし
では、これでその他を終わります。
それでは、事務局から教育委員会会議の開催日について連絡がございます。
教育総務課長。
教育委員会会議の開催について連絡します。
今回は、3月19日木曜日午後2時から、41会議室で、令和8年第3回印西市教育委員会定例会を開催します。よろしくお願いいたします。
以上でございます。

教育長
ありがとうございました。
その他、何かございますか。

各委員
(閉議の宣告)
教育長
なし
それでは、本日の日程は全て終了しました。
会議を閉じます。

(閉会の宣告)
教育長
以上をもちまして、令和8年第2回印西市教育委員会定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

(14時39分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年2月27日

教 育 長 渡 邊 義 規

署 名 委 員 増 田 洋 子